

元高環共第 679 号
令和元年 11 月 18 日

経済産業大臣 梶山 弘志 様

高知県知事 尾崎 正直

「(仮称)大藤風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に対する知事
意見について

このことについて、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第10条第1項及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の7の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、下記のとおりです。

記

本事業は、オリックス株式会社が、高知県四万十市及び高岡郡四万十町の行政境界付近において、最大で総出力 147,000 kW の風力発電所を設置するものです。

本事業計画の検討に当たっては、高知県の貴重な資源である「日本最後の清流」四万十川の保全と流域の振興を図り、人と自然が共生する循環型の地域社会を創る目的で制定した「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」（以下「四万十川条例」という。）第3条の基本原則及び第4条の将来像並びに第7条の事業者の役割等、四万十川条例の趣旨を十分に理解し、事業活動を行うことを強く求めます。

特に、四万十川条例前文に規定されている「四万十川と流域の良好な環境の恵みを受けることは私たちに与えられた権利であり、同時に、それを守ることは私たちに課せられた義務である。」との認識を持ち、流域内において行う事業活動に関し、四万十川の保全及び流域の振興に事業者自ら努める必要があることに留意を求めます。

さらに、環境保全の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うとともに地域住民等に本事業の環境影響評価について積極的に説明を行う必要があります。

特に、次の各論に示す事項について適切に環境影響評価を実施し、予測される影響に対しては、事業内容を十分に精査した上で、環境影響評価準備書以降の図書に適切かつ具体的に示すよう強く求めます。

1 総括的事項

（1）関係地域内の住民や団体等との調整

本事業については、前段階の配慮書手続きにおいて、「早期に地域住民等に対して説明をする機会を設けるとともに、フォトモンタージュを活用するなど分かりやすく丁寧な説明をすること。」と述べたところである。しかしながら、方法書では、風力発電施設の設置地点が確定していない等の理由から、地域住民に対し

てフォトモンタージュを用いた説明をしておらず、景観への具体的な影響が分かりづらい状況となっている。このことは、四万十川条例第3条第5号で規定する「四万十川の保全及び流域の振興に関し、合理的な意思決定及び効果的な行動の促進を図るため、住民その他関係者に必要な情報が提供され、積極的な参加が促進されること」への配慮がされているとはいいがたい状況である。

今後、環境影響評価手続きを進めるに当たっては、眺望地点等からの施設の眺めについてはフォトモンタージュを活用するなど、地域住民等に対して事業の内容及び環境影響について、早期に具体的かつ丁寧な説明を行うことを強く求める。

また、四万十川条例の趣旨にのっとり、住民その他関係者に必要な情報を提供し理解を得られるよう努めるとともに、地域住民等からの意見や四万十川条例の趣旨に十分配慮したうえで事業計画を検討・策定し、地域住民等の懸念を払拭するよう誠実な対応をすること。

(2) 道路の整備について

風力発電施設を設置する際に附帯する道路の整備等に当たっては、崩落等の危険について調査、予測及び評価を行い、その危険の回避に努めること。

また、景観への影響及び濁水流出等の影響に対する適切な調査、予測及び評価を行い、影響の回避又は低減に努めること。

(3) 適切な調査、予測及び評価の実施

今後の環境影響評価手続においては、最新の知見やデータに基づき、必要に応じて専門家等からの助言を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行い、生活環境や自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

また、専門家等から得た助言や意見について、適切に評価し、計画への反映を行うこと。

特に「四万十川を県民・国民共有の財産として、後世に引き継ぐこと」を目的としている四万十川条例の趣旨に沿い、生活環境や自然環境に関して施設稼働後の予測及び評価を実施すること。

その他、得られた調査結果を可能な限り開示すること。

(4) 事業計画等の見直し

上記のほか、2により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分低減できない場合は、風力発電施設等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(5) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避、低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

ア 対象事業実施区域の周辺には、複数の住居や施設が存在し、工事の実施や風力発電施設の稼働等に伴い発生する騒音及び超低周波音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電施設等の住居や施設からの離隔又は配置の検討を行い、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

イ 騒音及び超低周波音による地域住民の心身への影響を含む生活環境への影響について最新の知見に基づき予測評価を行うこと。

ウ 地域住民から生活環境への影響を懸念する声があることから、その影響が発生した場合に備え、風力発電施設の設置前及び供用開始後に適宜調査を行い相関関係を示すことができるように努めるほか、供用開始後に影響が確認された場合の対策について検討すること。

エ こうした予測評価や対策について、地域住民等に対して適切かつ具体的な説明を丁寧に行うこと。

(2) 風車の影

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居や施設が存在し、風力発電施設の稼働に伴い発生する風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電施設の配置及び住居や施設の位置や標高に留意し、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 水環境

ア 対象事業実施区域は、一級河川の四万十川流域であり、工事中及び風力発電施設設置後における、水質・水量の変化などの水環境への影響が懸念される。このため、河川や沢筋の調査については、支川だけでなく本川や地下水への影響について適切に調査、予測及び評価するとともに、水環境への影響の回避又は低減に努めること。

特に、動植物の生息・生育環境は、水の流出特性に大きく左右されるため、施設設置後の水の移動経路を保全する措置を講ずること。

イ 対象事業実施区域内及びその周辺に水源かん養保安林が多数存在しているため、工事の実施に当たっては、土地の形質の変更や森林伐採面積の最小化等を行うよう努めること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺に、簡易水道の水源が存在しているため、工事の実施による濁水の流入によって生活環境及び生態系に影響を与える恐れがあることから、工事の実施に当たっては、土工量の抑制、雨水の分散排水、緑化や沈砂池の設置等による濁水の抑制などの環境保全措置を講じ、水環境への影響を回避又は極力低減し、流末河川への雨水の流入量の変化や著しい濁りの発生、濁りの長期化が生じないように配慮すること。

(4) 動物

- ア 対象事業実施区域及びその周辺は、サシバやハチクマの渡り等が確認されているほか、国指定の特別天然記念物であるコウノトリやオオサンショウウオ、国指定の天然記念物のヤマネ、県指定の天然記念物であり県鳥でもあるヤイロチョウの営巣地も確認されている。工事の実施や風力発電施設の稼働等に伴い、こうした野生動物の生息地の消失やバードストライク等の影響が懸念されるため、風力発電施設の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた更なる適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、動物への影響を回避又は極力低減すること。
- イ 対象事業実施区域及びその周辺は、つづら山鳥獣保護区として指定されており、森林鳥獣生息地の保護区として「森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域の生物多様性の確保に資する」必要がある。本事業計画では、風力発電施設設置予定位置と当該保護区が重複しているため、野生鳥獣の生態系への影響について調査、予測及び評価を行い、可能な限り影響の回避に努めること。
- ウ 四万十町内で営巣していることが確認されているヤイロチョウは、その生態について不明な部分が多いため、工事の実施及び風力発電施設の設置による営巣及び渡りへの重大な影響が懸念されることから、十分に調査し、影響の回避又は低減を図ること。
- エ サシバ等の渡り鳥についても対象事業実施区域及びその周辺が、主要な渡り経路となっていることから、十分に調査し、影響の回避又は低減に努めること。
- オ クマタカは、対象事業実施区域及びその周辺に広く生息している可能性があるため、十分に調査し、影響の回避又は低減に努めること。
- カ 国指定の特別天然記念物であるコウノトリやオオサンショウウオ、そのほか国指定の天然記念物であるヤマネといった種が確認された場合は、関係機関と協議のうえ、保護のための措置を講じること。
- キ 希少野生動植物及び天然記念物以外の動植物についても、その生態系に影響が及ぶことが無いよう、調査のうえ影響の回避又は極力低減に努めること。
- ク 風力発電機の機種を選定においては、当該地域の鳥類及びコウモリ類等へ影響が無いよう、カットイン風速及びフェザリング等の機能について検討し、バードストライク等の影響を回避又は低減すること。

(5) 植物

- ア 対象事業実施区域の西部において、特定植物群落である市ノ又の暖温帯林が近接している。貴重な自然林であり、保全していくことが重要なことから、工事の実施や風力発電施設の配置の検討に当たっては、当該温帯林への影響について十分に調査し、その影響の回避又は低減に努めること。
- イ 絶滅危惧種などの希少な種が確認された場合は、それらの種への影響を回避又は極力低減するとともに、特定国内希少野生動植物であるホシザキカンアオイや県指定希少野生動植物であるデンジソウなどの指定種が確認された場合は、関係機関と協議のうえ、保護のための措置を講じること。

ウ 法面保護への緑化においては、外来種の使用による在来種との遺伝的な混在が行われないよう、その地域で育つ植生に配慮した緑化を行うこと。

(6) 景観

ア 本事業計画での風力発電施設設置予定地では、四万十川本川より風力発電機が数基見える可能性があり、景観への影響が懸念される。当該流域市町は、四万十川条例によって景観の保全が図られている地域であり、同条例第7条により、事業者に対し基本原則にのっとり流域内において行う事業活動に関し、四万十川の保全及び流域の振興に自ら努めるとともに、県又は流域市町が実施する四万十川の保全及び流域の振興に関する方策に協力することを求めているところである。そのため、今後、風力発電施設設置予定地を確定させる際には、当該条例に鑑み、四万十川及び四万十川沿いの主要な道路からの可視部分の基数の削減を検討するなど、景観への影響について回避することとし、低減措置を優先的に検討することがないようにすること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺は、四万十町の文化的景観の選定範囲に該当しているうえ、重要文化的景観の構成要素である市ノ又溪谷風景林にも近接しているが、図書にはこれらの内容が記載されておらず、これらの景観に対しての影響への調査、予測及び評価の手法が不明である。このため、今後の手続きに当たっては、重要文化的景観の選定範囲等を図書に記載するとともに、選定範囲に含まれている部分については、事業計画の範囲から除外する等の回避措置を行うこと。

ウ 重要文化的景観の構成要素が近接している部分については、当該構成要素からの景観等の影響について調査、予測及び評価を行い、影響の回避、低減に努めること。

エ 重要な眺望景観については、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、景観資源の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域の周辺に四万十川流域を代表する景観資源である沈下橋が存在しており、景観変化等による影響が懸念されることから、今後、風力発電施設の配置等の検討に当たっては、人と自然との触れ合いの活動の場への影響について調査及び評価し、その結果を踏まえ、影響の回避または低減に努めること。

また、環境保全措置の検討に当たっては、人と自然との触れ合いの活動の場の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

(8) その他

ア 風力発電施設を設置する際に附帯する道路の整備等については、その工事中及び風力発電施設設置後の景観への影響について調査を行い、影響がある場合には回避または低減に努めること。

- イ 対象事業実施区域及びその周辺に砂防指定地及び急傾斜地崩壊危険区域が存在しており、工事等の際は、崩落することが無いよう調査するとともに、工事等による濁水や土砂の流出についても調査し、影響の回避又は低減に努めること。
- ウ 対象事業実施区域に近接する市ノ又溪谷風景林には、平成 17 年に環境省が日本全国で実施する自然環境モニタリング調査「モニタリング 1000」の森林コアサイトとして指定されている市ノ又試験地があり、森林総合研究所四国支所が毎年森林生態系について各種のモニタリング調査を行っていることから、当該機関に対しヒアリングを行うとともに、その内容を計画へ反映すること。